

○東京藝術大学グローバルサポートセンター要項

〔平成26年12月1日
制 定〕

改正 平成27年5月14日 平成29年12月21日
令和元年7月18日 令和5年10月26日
令和6年6月5日

(設置)

第1条 本学に、東京藝術大学グローバルサポートセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、国際プロジェクト等の企画立案及び外国人研究者等に係る支援業務を行うことにより、本学におけるグローバル展開戦略の推進に寄与することを目的とする。

(任務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる任務を遂行する。

- (1) グローバル戦略に関する企画立案及び推進
- (2) 教育及び研究に関する国際化の推進
- (3) 海外大学等との国際プロジェクトに係る企画立案及び支援
- (4) 学生又は教職員に対する国際化教育及び海外留学支援
- (5) 留学生教育に関する調査研究
- (6) 海外への情報発信
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) コーディネーター
- (3) 専門スタッフ
- (4) サポートスタッフ
- (5) その他センター長が必要と認める者

2 センター長は、役員又は教職員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

(センター長)

第5条 センター長は、センターの任務を掌理する。

2 センター長の任期は3年の範囲内で学長が定め、再任を妨げない。ただし、センター長の任期の末日は、当該センター長を指名する学長の任期の末日以前でなければならない。

(コーディネーター)

第6条 コーディネーターは、センター長の命を受けて、第3条各号に掲げる任務（以下「国際プロジェクト等」という。）の企画立案及び海外大学その他関連機関との連絡調整を行うものとする。

(専門スタッフ)

第7条 専門スタッフは、センター長及びコーディネーターの命を受けて、国際プロジェクト等のうち専門的事項を処理するものとする。

(サポートスタッフ)

第8条 サポートスタッフは、センター長、コーディネーター及び専門スタッフの命を受けて、国際プロジェクト等に係る外国人教員、本学教職員及び学生への支援を行うものとする。

(特任教員等)

第9条 第4条第2号から第4号までに掲げる者は、特任教員又は特任事務職員(以下「特任教員等」という。)をもって充てる。

2 特任教員等の就業については、「東京藝術大学有期雇用職員就業規則」を適用するものとする。

(国際戦略委員会)

第10条 センターに国際戦略委員会を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 第3条に掲げるセンターが行う任務に関すること
- (2) センターの管理運営及び人事に関すること
- (3) 国際研究交流に関すること
- (4) 芸術国際交流協定の締結に関すること
- (5) 留学生の受入・派遣に関すること
- (6) 留学生の奨学金その他の修学支援に関すること
- (7) 留学生支援及び国際化の質保証に関すること
- (8) その他センター長が必要と認めたこと

2 国際戦略委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

3 国際戦略委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長(国際連携担当)
- (2) 各学部の国際交流委員長
- (3) 各学部・研究科の学生生活委員長
- (4) グローバルサポートセンター所属職員から委員長が指名する者 若干人
- (5) その他委員長が必要と認める者

4 前項5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第11条 センター長が必要と認めるときは、専門的事項を審議、企画立案、実施するため、センターに専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、国際戦略委員会の議を経て、センター長が別に定める。

(庶務)

第12条 センターの庶務は、事務局各課の協力を得て企画総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月18日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年6月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。